2015年10月0IE水生委員会報告書に対する日本のコメント

我が国は、水生動物委員会(水生委員会)に対し、その成された仕事及び水生動物衛生コード及び水生動物の診断に関するマニュアルの改正案にコメントを提出する機会を与えてくれたことに謝意を表します。

1. 用語集

ベクター

感受性動物、その飼料又は直近の周辺環境に病原体を伝播する生物。病原体 はベクター内で発育する場合もしない場合もある。

キャリア

<u>臨床症状を示さないが病原体を保有している感受性動物で、他の感受性動物</u> (ないしその飼料や直近の周辺環境) に病原体を伝播する可能性があるもの。

理由

「キャリア」は、水生動物衛生コード及び水生動物の診断に関するマニュアルの中で多く使われているため、「ベクター」との違いを明確にするために用語 集に定義を追加すべきである。

2. リスト疾病の基準(第1.2.章)

第 1. 2. 2. 項

リスト疾病の基準は以下のとおり:

1) 病原体が(水生動物、水産物又は媒介物により)国際的に拡散する可能性がある。

かつ

2) 感受性種が存在し、かつ<mark>第1.4章の規定に基づき</mark>当該疾病が存在しないことを証明できる可能性があるとみなせる 国または地域が少なくとも一つある。

かつ

3) 症例の定義があり、また信頼できる検出及び診断の方法が存在する。

かつ

4)

a) 人への自然伝播が証明されており、人に感染することにより甚大な被害 をもたらす。

又は

b) 疾病は、国又は地域のレベルで養殖されている水生動物に影響を与え、 地域又は国のレベルで生産量の低下、死亡及び罹患などを引き起こし ている。

又は

c) 疾病は、天然の水生動物の健康に影響を与え、群のレベルで<u>生産量の低下、</u>死亡及び罹患などを引き起こすこと、及び、生態系に影響を与えることが、すでに示されている又は科学的に証明されている。

理由

日本は、本基準2の修正を支持するが、明確な基準にするために「可能性がある」及び「第1.4.章の規定に基づき」を削除することを提案する。 本基準4-cについて、天然の水生動物は商品として漁獲されることから「生産量の低下」を追加すべきである。

3. 急性肝膵臓壊死症(新規章)

第 9. X. 1. 章

水生コードでは、急性肝膵臓壊死症(AHPND)は、肝膵臓に AHPND の病変を引き起こす毒素 (Pirvp) をコードする染色体外プラスミドを一つ又は複数持つ 細菌 Vibrio parahaemolyticus 及び Vibrio harveyi (VpAHPND) による疾病を意味する。 V. parahaemolyticus は V. harveyi のクレードに分類される。

理由

Kondo et al. (2015) が、急性肝膵臓壊死症は Vibrio parahaemolyticus だけでなく Vibrio harveyi の株によっても引き起こされることを報告した。
Kondo H., Van P.T., Dang L.T., & Hirono I. (2015). Draft Genome
Sequence of Non-Vibrio parahaemolyticus Acute Hepatopancreatic
Necrosis Disease Strain KC13. 17. 5, Isolated from Diseased Shrimp in

Vietnam. Genome Announc. September/October 2015 3:e00975-15; doi:10.1128/genomeA.00975-15

4. イエローヘッド病

2.2.2. 感受性についての証拠が不十分である種

水生コード第 1.5 章に基づいたイエローヘッド病に感受性がある種をリスト化するための基準を十分には満たしていない種は以下のとおり:スンダリバープローン (Macrobrachium sintangense), イエローシュリンプ (Metapenaeus brevicornis), スジエビモドキ (Palaemon serrifer), パシフィックブループローン (Palaemon styliferus), ノーザンブラウンシュリンプ (Penaeus aztecus), ピンクシュリンプ (Penaeus duorarum), クルマエビ (Penaeus japonicaus), バナナエビ (Penaeus merguiensis) 及びノーザンホワイトシュリンプ (Penaeus setiferus).

(略)

理由

学名が間違っている。

4. 3. 1. 2. 3. 1 逆転写ポリメラーゼ連鎖反応法 (RT-PCR)

(略)

GAV 及び YHV に特異的 (GY)、 GAV に特異的(G) 又は YHV に特異的(Y) な RT-PCR のプライマーの塩基配列は以下のとおり:

GY1: 5' -GAC-ATC-ACT-CCA-GAC-AAC-ATC-TG-3'

GY2: 5' -CAT-CTG-TCC-AGA-AGG-CGT-CTA-TGA-3'

GY4: 5' -GTG-AAG-TCC-ATG-TGT-GTG-AGA-CG-3'

GY5: 5' -GAG-CTG-GAA-TTC-AGT-GAG-AGA-ACA-3'

Y3: 5' -ACG-CTC-TGT-GAC-AAG-CAT-GAA-GTT-3'

G6: 5' -GTA-GTA-GAG-ACG-AGT-GAC-ACC-TAT-3'

<u>プライマーGY2 は、GAV に完全に一致するものではない。GAV に特異的なものとするためには、GAV ゲノムの塩基配列情報(データベースのアクセッション番号 NC_010306.1 及び AF227196.2)に基づき、左から7番目のTをCに変える(5'-CAT-CTG-CCC-AGA-AGG-CGT-CTA-TGA-3')必要がある。</u>

(略)

理由

追加情報

5. その他のコメント

2015 年 10 月 0IE 水生委員会報告書に対する日本のコメントの中で以下の修正を提案した。このコメントへの対応を知らせていただきたい。

第 2. 2. 6 章「ホワイトスポット病」、第 2. 2. 7. 項「キャリアとわかっている又は疑いのある天然の水生動物」に対するコメント

「軟体動物」という単語は以下の文から削除すべきである:

「・・・と同様にその他の海産の軟体動物及び多毛類は (Vijayan et al., 2005)、感染の根拠はないが本ウイルスを機械的に運ぶ可能性がある (Lo & Kou. 1998)。|

理由は、この文で参照されている2つの論文の中にも、軟体動物のベクターが存在することを裏付けるような根拠はないからである。Vijayan et al. (2005) は、多毛類を本ウイルスのベクターとして、また Lo & Kou (1998) は甲殻類及びいくつかの節足動物をリザーバーとして報告しているのみであり、いずれの著者も軟体動物については言及していない。